

編輯部情報閣内

# 週報

行發日三月八

資源回収の話  
 交通統制の問題  
 時局と農村負債整理  
 英佛パリ會談  
 綿の需給調整

(長期戦と物その二)

五錢

號四十九第



編輯部情報閣内

# 週報

行發日三月八

資源回収の話  
 交通統制の問題  
 時局と農村負債整理  
 週間 九 江 落 っ  
 英 佛 パ リ 會 談  
 綿の需給調整  
 ——(長期戦と物その二)——

昭和十一年十月一日發  
昭和十一年八月三日發  
種郵便物認可  
（毎週四日發行）

五錢

號四十九第



# 必至物資を 確保せよ！



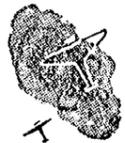
國民精神總動員

露光量違いにより重複撮影

## 週報

第九十四號

交通統制の問題……………	内務省……………(二)
資源回収の話……………	企業院……………(一五)
時局と農村負債整理……………	農林省……………(二六)
水産日本と銃後國民の榮養……………	農林省……………(三三)
戦況 濁流を衝いて九江を陥る……………	海軍省海軍軍事普及部……………(三五)
況 九江を占領す……………	陸軍省新聞班……………(三九)
英佛パリ會談……………	外務省情報部……………(四〇)
——長期戦と物その二——	
綿の需給調整……………	商工省……………(二)
◇最近公布の法令……………	内閣官房總務課……………(四五)
◇官廳刊行物だより……………	……………(四七)



## 交通統制の問題

鐵道省  
内務省

交通統制は何故必要か

現在内地の陸上交通には、一萬七千軒餘の國有鐵道があつて、根幹的の輸送にあたり、そのほかに多數の公營又は民營の交通事業がある。七千軒に近い地方鐵道、二千五百軒餘の軌道、十萬軒餘の自動車運輸事業等は、一地方の交通に従事してゐる公營又は民營の陸上交通事業である。

これらの公營又は民營の陸上交通事業は近來異常な發達を遂げた。今日われわれが汽車で旅行してどんな山間僻地の驛を通つてもバスの姿を見ないことはないといつても過言ではない。かつては普及されてをり、又東京、大阪等の大都市へ行くと蜘蛛の巣のやうに市内や郊外の電車、バスの網が張りめぐらされてゐるのを見てその一端を想像し得るだらう。

こんななまで發達したことは甚だ結構なことではあるが、反面、これに伴ふ幾多の缺陷が現はれて來た。例を東京市にとつて考へてみるならば、東京市内には市電あり、市バスあり、青バスあり、地下鐵あり、郊外電車あり、省線電車あり、タクシーありで、これが數多い經營者に分れてゐて、その間

( 2 )

緊密な連絡をとつて運営されてゐない。従つて新橋、雷門間などは各種の交通機關が密集して客を奪ひ合ふといふ状態で、そこに多額の二重、もしくは過剰な投資が行はれ又業者同志が激烈な競争を演ずることとなる。こんな地域はひとり東京市のみならず全國的にも相當にある。これは國家的にみて非常に大きな經濟上の無駄を取へてすることとなり、事業そのものとしてはその存立の基礎を弱められ、又は脅かされることとなる。二重又は過剰の投資のため、巨額の資金が固定される上に、かういふ投資の結果、日々の營業費についてもかなりの冗費が費されることになる。

東京市内の市バスと青バスとの車の運行を適當に整理することによつて、一年間に數百萬圓の經費節約が出来るといふ計算を樹てる人さへある程だ。又相互間の競争によつて受ける打撃も大きく、昭和元年度に地方鐵道全體として建設費に對する益金割合が七分一厘であつたものが、十一年度には四分五厘となり三割七分弱の低減を來し、同じく軌道の方も昭和元年度九分六厘であつたものが十一年度には五分九厘と三割九分弱の低下を來した。自動車運輸事業の方も全國に約二千七百の業者があつて競争の弊に悩んでゐるものが相當ある。

他方、漫然たる交通機關の發展では利用者の便益の點から考へても不満足の點が多い。東京市なども舊市内と新市域との連絡は極めて不完全であつて、市域の境界近くで一々乗換へをしなければならぬ状態である。これについても、今日のやうに事業經營者が各、自己の事業の成績のことばかりを念頭に置いて經營せざるを得ないやうな機構のもとに於ては、到底満足な改善は行はれない。その他東京市内の交通全般を眺めて見ると、適切な運輸系統が敷かれてゐないため徒らに乗換へが多かつた

( 3 )

り、切符の買換へを餘儀なくさせられたり、車の運行が跛行的であつたりして旅客は種々の不便を蒙つてゐる。東京以外でも勿論かやうな例は所々に見受けられる。しかも最近に於ける都市の異常な發展の趨勢からすると、交通事業の総合的調整といふことは都市發展の最も重要な基礎施設の一たるを失はないのであるが、この見地からしても大都市に於ける交通の實情は遺憾の點がすこぶる多いのである。

#### 陸上交通事業調整法の制定

陸上交通事業の現状が以上のやうな状態だから、これを適當に調整して、國家的の不經濟を除去し、利用者之の便益を増進するとともに、あはせて事業の健全な發達をはかる必要があるとの意見は、數年前からさかんに唱へられてゐた。この間には、鐵道同志會、東京、大阪兩商工會議所、六大都市市長、東京自動車業組合長等から調整に關する陳情が續出して來たし、又都市研究會、大阪電鐵聯合會、東京市電更生審議會等は調整に關する具體案の研究を開始した。一方これら交通事業の發達の初期に於ては、その普及こそ肝要であり、事業者の企業熱も旺盛であつたので、監督官廳もこれが發達を促進する方針をとつて來たのであるが、事態かくなる上は、その方針を轉回してむしろこれが調整整理に向はざるを得なくなつたのである。

三土、内田兩鐵道大臣の時代に地方長官會議、鐵道同志會の總會等で、交通統制につき訓示懲罰を行つたのもその現はれの一つである。かういつた自治的もしくは官廳の斡旋による自治的調整によつ

て、合併、譲渡、營業廢止等の行はれた事例も數多く、自動車運輸事業經營者の如きはこゝ數年間に相當激減した。しかし自治的調整ではつけ薬程度の療法であつて、外科的手術のやうに困難なしかも根本的治療は行はれない。又大都市の如きは事業者の自治にまかせず理想的に徹底した手術を施さなければ到底その目的を達することが出来ない。交通調整が事業者の利害に關するところ甚だ大であるからといつて徒らに自治的調整に放任して置くわけには行かない。といふやうなわけで、必要の場合には調整を或る程度強制し得る立法を要するとの聲が最近澎湃として興つて來て、第七十回及び第七十一回帝國議會には議員から「交通機關調整法案」が提出されるといふ有様となつたのである。

監督官廳としてもこの點に留意して、諸外國の事例をも參照し、絶えず研究を續けて來たのであるが、今日の事態に於てこの程度の立法が最も妥當なりと考へられるやうな案が漸く出來上つたので、去る第七十三回帝國議會に「陸上交通事業調整法案」を鐵道、内務兩省共同で提出したのである。これが提出にさきだつてその大綱を鐵道協會、鐵道同志會、日本乗合自動車協會、日本交通協會、東京商工會議所、大阪商工會議所、大阪電鐵聯合會、都市研究會、道路改良會等に諮問したところ、いづれも二つ返事で賛成して來られ、たゞ法の運用につき二、三の希望が附せられたに過ぎなかつた。これによつてもいかに交通調整に關する立法が要望されてゐたかを充分に知り得たのである。

この空氣は議會に於ける論議にそのまゝ反映して、委員會でも各委員はいづれも本法案の趣旨には大いに賛意を表し、些少の修正を受けて兩院を通過したのである。たゞ交通調整のことは事業者には勿論、一般民衆にも絶大な利害關係を有するので、本法の運用に關し多數の希望條項が兩院に於

て附加された。かくして去る四月一日法律第七十一號を以て、こゝに交通調整上一新紀元を劃する「陸上交通事業調整法」が公布され八月一日から施行されるに至つたのである。

#### 陸上交通事業調整法の内容大綱

##### 1 本法の適用を受ける陸上交通事業

本法の適用を受ける陸上交通事業はさしあたり地方鐵道、軌道及び自動車運輸事業、即ち市内の電車、郊外電車、バス等である。ハイヤー、タクシー、無軌條電車等は將來必要に應じ勅令で指定して本法の適用を受けさせることとする。又國有鐵道も交通調整には必要の場合進んで參加するが、國の事業であるから直接本法の適用を受けない。

##### 2 交通事業調整委員會

學識經驗者、貴衆兩院議員、各省關係者、地方の事情に通曉する者等を委員として一つの「交通事業調整委員會」が組織される。その詳細な事項は勅令で規定されることとなつてゐるが、調整の區域、方法等の決定、裁定等に關し主務大臣の諮問に應ずる。交通調整のことが一般の利害に關することが大なので各方面の權威ある意見を徵する要があり、従つて本委員會は本法の運用に際しては極めて重要な役割を演ずるわけである。

##### 3 調整の區域

調整の區域は交通事業調整委員會の意見を徵して主務大臣が決定するのであるが、大體大都市又は

特に調整を必要とする事情にある區域といふことになるだらう。とにかく調整に關する命令又は勅告は、この區域内の事業經營者に對してなされるのであつて、區域も決定しないで勝手に命令するわけではない。又この區域が決定されると、今後の重要な新事業の經營は「交通事業調整委員會」の意見を徵した後、免許又は特許されることとなるのである。

##### 4 調整の方法

調整の方法も「交通事業調整委員會」の意見を徵して主務大臣が決定する。調整の方法としては

- 一 会社の合併又は設立
- 二 事業の譲受又は譲渡
- 三 事業の共同經營
- 四 事業の管理の委託又は受託
- 五 連絡上必要な線路其の他の設備の新設、變更又は共用
- 六 運賃又は料金の制定、變更又は協定
- 七 連絡運輸、直通運輸其の他運輸上の協定
- 八 用品其の他の共同購入、共同修繕其の他調整上必要と認むる方法

がある。この内会社の合併又は設立は現行法制の建前上、命令するのは少し行き過ぎの感ありといふので、これを勸告するに止めた。しかしながらその他の事項はすべて調整委員會の意見を徵した決定に基づき、前記調整區域内の事業經營者に命令するのである。

#### 5 勸告又は命令を發する手續

主務大臣が公益の増進をはかり、事業の健全な發達に資するため、事業の調整をしようといふ場合には、「交通事業調整委員会」の意見を徴して、調整をなすべき區域、調整すべき事業の種類及び範圍（どの交通事業のどの範圍までを調整に入れるかといふこと）、交通事業に密接な關係を有する兼業をもあはせて調整に入れるか、どうかといふその處置、前記の調整のどの方法を採るかといふ調整の方法を決定する。そしてこの決定に基づいて主務大臣が交通事業經營者に對し必要な命令又は勸告をするのである。

#### 6 勸告又は命令を受けた事業經營者としての手續

事業經營者が會社の合併又は設立に關し勸告を受け、この勸告によつて指定された期間内に協定が成立した場合には、會社の合併又は設立につき認可申請をする。協定が成立しなければそれまでである。

會社の合併又は設立以外の事項について命令を受けたときは、事業經營者は指定された期間内に細目について協定を行つて主務大臣に認可を申請しなければならぬ。もし經營者間の協定が成立しないときは、主務大臣が裁定するのであるが、この場合には輕微なものを除き「交通事業調整委員会」の意見を徴する。裁定を受けた者が事業の譲受の價額、共同經營に於ける收得もしくは負擔の金額の割合又は管理の報酬金額につき不服があるときは通常裁判所に申訴し得る途を拓いてある。

( 8 )

#### 7 其の他

その他公共團體が陸上交通事業を經營する會社の株主となつた場合、さういふ會社の債權者となつた場合（例へば事業を會社に譲渡し、譲渡金額の支拂を年賦で受ける場合の如き）、さういふ會社に事業の管理を委託した場合には、地方長官又は市町村長等の指名した吏員がその資格に於て取締役又は監査役となり得る旨が規定してある。これは公共團體が會社事業の經營に参加し得ることを認めたのであつて中々重要な意義を有するのである。

なほ減免税、事務簡捷、法令もしくは處分に違反した場合の處分等に関する規定がある。

#### 結 び

本法は僅か十二ヶ條の簡單な法律であるが、その包藏する内容は極めて複雑多岐である。又今日の事態からみて最も適當と認める程度の立法であつて、多分に漸進主義的な法規になつてゐる。又調整が事業經營者は勿論、一般公衆の利害に關する所大である點からみても本法の運用には細心の注意を拂はなければならぬ。前に述べた法案の審問に對する各種團體からの答申にも異口同音にかゝる希望が述べてあつたが、議會の希望條項の要綱を參考までに記すと次のやうな事項であつた。

- 一 幹線ならざる國有鐵道、省營バスを積極的に調整に参加せしむべし
- 二 主務大臣が裁定を爲す場合に於ては、裁定金額の算出に付、命令共他の方法に依り一定の標準を定むべし

( 9 )

三 市内に於ける水路交通事業をも陸上交通事業と併せ調整すべし  
四 調整に當りては

- (イ) 公營の方針を貫き地方自治體を經營の主體とすること
- (ロ) 運賃の引上げを來さざるやう嚴重に監督すること
- (ハ) 従業員の待遇を低下せしめざるは勿論絶對に失業者を出さざること
- (ニ) 交通事業調整委員會の構成は公平を期すること

本法に對する「施行令」、「施行規則」並びに「交通事業調整委員會官制」等本法施行に要する命令規則等は八月一日から本法と同時に施行されるに至つた。實際問題としていづれの區域の調整をするかは、前述のやうに交通事業調整委員會の意見を徵して決定されるわけであるが、どの地域の調整を行ふにしても、事業經營者をはじめ一般大衆の調整に對する深い理解と認識とによる支援がなければその効果は到底全きを得ない。過般東京市を中心とした旅客交通量調査を行つたが、これらも調整に關する資料を得るとともに一般の關心をこれに求めようとする意圖からであつた。何にしても調整に關しては事業經營者並びに一般公衆の協力援助を切に希望する次第である。

## 長期戦と物 需給調整

臨時物資調整局

### 一、棉花の輸入調整

棉花は軍服その他軍隊に於ける各種の衣料や、繻帶、ガーゼその他の醫療用品や、綿火藥などの原料として、軍需品としても相當の數量が消費される。しかし、何と云つても棉花の主な用途としては、第一にはわれわれが毎日着る衣服の原料であり、第二にはわが國の輸出品の玉座を占める綿織物その他の綿製品原料である。これらの用途に用ひられる棉花の量は頗る莫大なものであるが、棉花は誰でも知つてゐる通り、氣候風土等の關係上、わが國の領域内で生産されるものは極めて僅かであつて、その殆んど全部といふものは、海外からの輸入に俟たなければならぬ。昭和十二年に於けるその輸入額は八億五千萬圓の巨額に達し、わが國の總輸入額の二十三パーセントを占め、實にわが國輸入品中の大宗たる地位を有するものである。このやうに、棉花の輸入が頗る巨額に上る關係上、輸

出入貿易の均衡を保つて國際收支を悪化させないためには、白からその輸入をある程度制限せざるを得ない。そこで臨時輸出入許可規則では棉花を所謂甲號品目として掲げ、その輸入については商工大臣の許可を要するものとし、その輸入數量を調節することが出来るやうにしてゐる。

しかし棉花は前にも言つたやうに、わが國の輸出品の第一位を占める綿織物を初めとし、綿絲、綿莫大小その他の輸出綿製品の大切な原料である。昭和十二年に於ける綿絲及び綿織物の輸出額は六億二千萬圓に達し、わが國の總輸出額の二十パーセントを占めてゐる。それだから、棉花の輸入を制限したからと云つて、これらの輸出品の原料を減らすといふことは、國際收支の均衡を保持するためから云つて絶對に出来ない。従つて、どうしても國內用の棉花の使用を極度に切り

## 二、綿の「非常管理」

そこで政府は昨年十二月に綿製品ステープルファイバー等混用規則(商工省令)を制定し、今年二月一日から(二部の規定は一月一日から)これを施行して、国内用の綿製品(綿糸、綿織物、及び綿莫大小)には原則として重量割合で三割以上のステープルファイバーその他の綿又は毛でない繊維を混用させ、ある程度国内用の棉花使用を制限してゐたのであるが、支那事變の進展に伴ひ、軍需以外の物資の輸入は極度にこれを制限し、出来る限りその国内消費を抑制することになつたので、棉花についてもこの際、断然国内用の使用を原則として禁止することにし、これがために去る六月二十九日に綿製品ノ製造制限二關スル件、綿製品ノ販賣制限二關スル件、綿製品ノ加工制限二關スル件、纖維製品販賣價格取締規則の四つの商工省令(所謂綿の「非常管理令」)が公布され、即日施行されたのである。

第一の綿製品ノ製造制限二關スル件であるが、この省令に依つて、綿糸、綿織物又は綿莫大小は、純綿品であると、ステープルファイバーを混用したものであるとを問はず、輸出品や輸出品の原材料に用ひるものを除く外は一切製造が出来ないことになつたのである。(関東州、滿洲國、支那の所謂關内は輸出として扱は

れない。以下の場合も同様である。しかし、軍需品であるとか、或ひは又縫糸とか、漁船用帆布とか、ガーゼとか、洋傘用布とか、軍手とかいふやうな、どうしても綿でなければ工合の悪い特殊の製品については所謂特免品として、地方長官の許可を受けて製造が出来ることになつてゐる。

第二の綿製品ノ販賣制限二關スル件は、綿糸、綿織物又は綿莫大小は小賣を除く外、商工大臣の指定した者以外の者に賣つてはいけないといふことを規定してゐる。但し輸出品や輸出品の原材料に用ひるものとか軍需品や特免品は除外されてゐる。この販賣制限は要するに當時市場に在つたストック品に對する措置として行はれたものであつて、商工大臣の指定する團體(大日本紡績聯合會外六團體が指定されてゐる)にこのストック品を買上げさせて、將來これを綿製品のどうして必要な方面、例へば農山漁村であるとか工場の労働者であるとかいふやうな方面へ振り向けさせようといふのである。そして、この市場ストック品の買上をする必要上採られたのが

第三の綿製品ノ加工制限二關スル件であつて、これは本令施行後一ヶ月間は、綿糸、綿織物及び綿莫大小については染、晒、裁斷その他の加工をしてはいけない

といふことを規定してゐる。これも亦輸出品又は輸出品の原材料に用ひるものとか、軍需品や特免品は除外されてゐる。即ち販賣制限に依つて現在市場に在るストック品を買上げこれを將來最も適切な用途へ向けようとするのであるから、その加工をこれと無關係にどしどし行はれてしまつては折角の買上の目的が達成されないもので、この省令で加工の停止を行つたのである。右の一ヶ月の期間は去る七月二十八日を以て満了したのであるが、七月二十九日に商工省令第七十號が公布され、右期間後も農山漁村や工場労働者向の特定のものについてはその加工につき地方長官の許可を受けさせることにし、その目的通りの加工が行はれるやうに監督することになつた。

次に纖維製品販賣價格取締規則であるが、これは以上のやうに綿製品の製造や販賣が原則として止められる結果、市場に在るこれらの品物とその競争品である人絹、ステープルファイバー、羊毛等の製品の値上りを招く虞れがあるので、之を防止するため設けられたもので、この規則の施行の前日即ち六月二十八日の販賣價格以上の値段でこれらの品物を賣ることを禁止したのである。これは取敢へず販賣價格の引上を禁じたものであつて、決して現在の値段を以て適正なものとして認

めたのではない。従つて場合に依つては後に値段の引下をも命じ得ることになつてゐる。但しこの規則の内容は七月二十八日に至り物品販賣價格取締規則中に併合され、更に商工大臣又は地方長官がこれ等の纖維製品について公定價格をも定め得ることになつた。

以上が六月二十九日に公布施行された四つの商工省令の要旨であるが、七月二十一日に至り、綿製品の販賣及び加工の制限を一部解除する商工省令(昭和十三年商工省令第六十二號)が公布され、綿糸、綿織物又は綿莫大小は農山漁村や工場労働者に適する特定のものを除き、地方長官の許可を受けてその販賣又は加工をすることが出来るやうにしたが、これは別段綿製品の需給調整に關する政府の方針を緩和したものではなく、たゞ前記の如く一旦棚上げをさせた市場ストック品の配給方法を定めたものに過ぎないので、農山漁村や、工場労働者に不適當なものは、地方長官の監督の下に一般販賣業者を通じて徐々にこれを市場に賣出すことを定めたのである。

## 三、綿製品ノ配給統制

綿製品の配給統制については、さきに綿絲配給統制

# 資源回収の話

企業畫院

- ☆
- いよ／＼支那事變は長期戦の段階に入り、國民各自がますます經濟戰線防備の完備を期することの緊急なときに當つて、物資供給力の重要な一要素である資源回収についてその概説を試み、なほ一段の協力を望みたい。
- 一 資源回収の意義と分類
- 二 資源回収のいろいろ
- (1) 副産回収
- (2) 再生回収
- (3) 貯(死)蔵回収
- (4) 現用回収
- 三 資源愛護と資源回収
- ☆

☆

## 一 資源回収の意義と分類

回収とはその文字の示す通り、廢れたものを再び取り戻すことである。世間一般によく謂はれてゐる廢物利用とか再生と云ふ言葉も回収にはちがひないが、これらは狭い意味での回収を指すからそれが回収のすべてはなす。

廣い意味の回収をもつと具體的に言ひ換へれば、

「回収とは效用の失はれてゐる物に新たな用途を開くこと及び現に或る程度の效用を有するものについても、特別の目的のためにその用途を轉換することである。」

さらに主観的に見て之を換言すれば

「回収とはその利用價值が潜在、中絶、又は減退の状態にあるものに、適當なる操作を加へて價値を取戻し、或ひはより高き價値を有せしめることである。」

そこで回収の分野を明らかにする便宜上これを分類すれば次のやうになる。

規則(商工省令)が制定され、工業者は地方長官又は商工大臣の指定した團體(現在大日本紡績聯合會外十七團體が指定されてゐる)が割當てた數量以上の綿糸を使用することが出来ない——即ち工業者は地方長官やこれらの團體が発行した割當票(切符)と引換へでなければ綿糸を買受けることが出来ないことになつてゐる。

輸出綿製品については所謂リンク制の實施に依りその製造に必要な原料棉花の輸入を認め、その供給の圓滑を圖つてゐるが、なほその原料や製品原料の内地流入を完全に阻止するため輸出綿製品配給統制規則(商工省令)が制定され、輸出向の綿糸や綿織物については特定の製造業者(大日本紡績株式會社外七十四の紡績會社が指定されてゐる)或ひは又、その委託を受けた賃織業者以外の者は、その製造が出来ないことになつて居り、その製品は、それ／＼一定の徑路を経てのみ賣買され、必ず輸出品となつて海外に出て行くやうな仕組になつてゐる。

綿糸については別に綿糸販賣價格統制規則(商工省令)があつて、一定の種類綿糸については、商工大臣の定めた公定價格を超えて販賣することを禁ぜられ、又一定の限月以上の先物取引も制限され、棉花の供給不足に伴ふ綿糸の不當な價格の騰貴を防止してゐる。

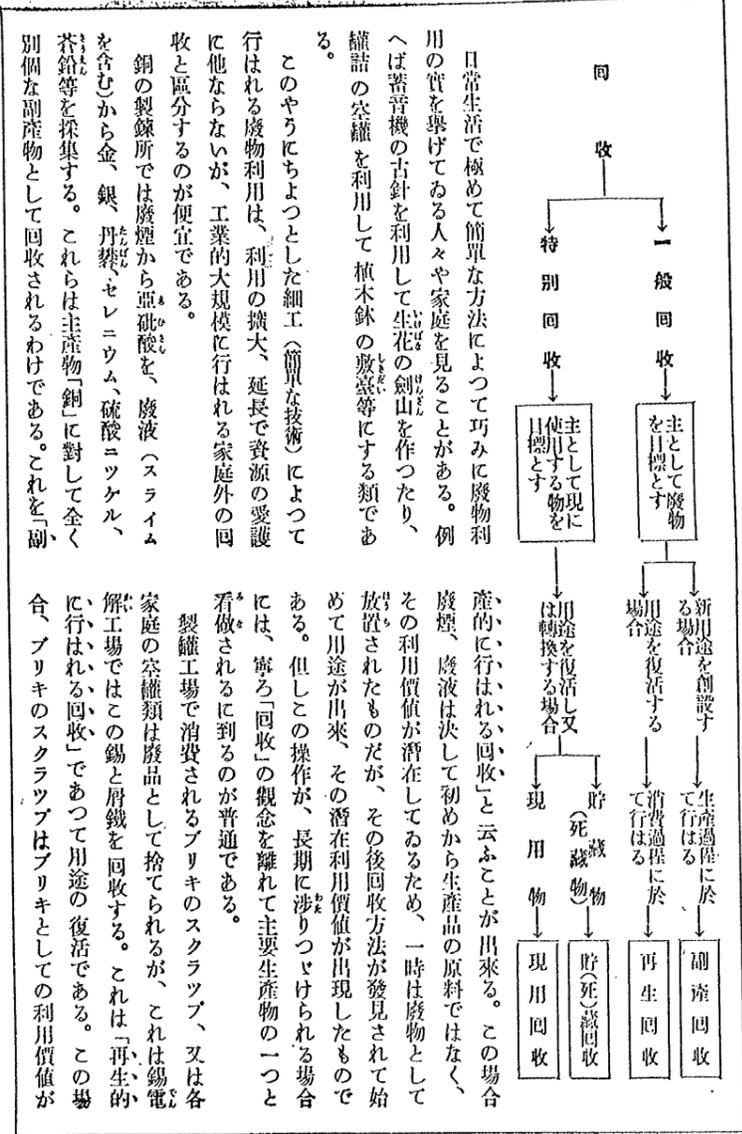
なほ前號にも一言觸れたやうに、綿業については、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律の規定に依り棉花の輸入業者、綿製品の生産業者、販賣業者、輸出業者等の團體を網羅して「綿業給調整協議會」が組織され、綿糸の生産計畫その他棉花及び綿製品の需給調整に關し必要な事項を協議決定し、商工省と協力して、業界の統制に遺憾無きを期してゐる。

×

×

綿製品のやうな大衆必需の商品についてこのやうな嚴格な消費や配給の統制が行はれるといふことは、人は或ひは不可解とするかも知れない。しかし、最近では贅澤品といふ觀念が變つて來たのであつて、昔は絹が贅澤品とされてゐたのであるが、今は輸入品とか、この輸入品を原料とする品が贅澤品、この言葉が語弊があるとすれば貴重品とでも言ふべきもので、綿製品等も平常の場合とは角、現在に於ては貴重品なのである。

今回の諸規則は綿製品が貴重品であることを明らかにしたもので、われ／＼國民としてはこの貴重な綿製品を使用することを我慢して、これを軍需品とか、國際收支を改善するために、どうしても増進しなければならぬ輸出に振り向けて、經濟戰に最後の勝利を得るための一つの礎石としなければならぬのである。



へり廢物と看做されたわけである。

以上の「副産的に行はれる回収」「再生的に行はれる回収」は共に廢物利用であることに變りはない。しかし、前者は回収操作が生産過程中に起り、後者は消費過程に移されて後に行はれてゐる。従つて生産過程にあるものは直接自工場で直ちに回収され、消費過程にあるものは他所で蒐集されかつ回収されてゐる。

大正十四年八月、地中海の海底深く沈んでゐた八咫丸の船艙から百萬圓の金貨が引上げられた。これが即ち「死」廢物の回収である。これは沈没によつて金貨の利用價值が中絶されてゐたのである。もし日本深海工業會社の救ひの手が下らなければその價值は永久に死藏されなければならなかつたであらう。

今亦變下、金の買上げによつて少からざる貯藏金貨や不要貴金屬類が、有效適切な方面に蘇生しつゝあるのはまことに同慶に堪へぬところであつて、その他の資源についてもこの際特に考慮を必要とするものが少くない。例へば、倉庫内に眠る古家具什器、箆笥の虫と同居する古衣類のやうな、現在蓄積され保存されてゐる物資であつても、それが現在使はれず長い間特に



ポロ口を生きるか

利用されておなければ、その利用価値は中絶もしくは潜在して睡眠状態にあるものと解するよりほかはないのである。これらはその用途の復活もしくは轉換によつて利用価値を復活又は向上させる場合が多い。

次に以上の他に「現用物の回収」がある。沈没船を引揚げてこれを解体し、鉄材を回収したとすればそれは「貯(死)蔵物の回収」であることは前に述べた通りであるが、もしその沈没船をそのまま魚巢に利用し、漁業上必要な用途に使用してゐる中に鉄材不足のためにこれを引揚げ解体したとすればこれは「現用物の回収」と謂ふことが出来る。

つまり現在使用されてゐる資源でも、殊に有事不足物資補填の目的で回収される時は原則として、従来の利用価値よりもより高い価値を生ずることになるわけである。

例へば、鐵、銅、ニッケル等の重要資源で平時一般に使用される物品を作つておく場合なども、必要に応じてこれらの物品から右のやうな資源が期待されるのである。

以上で資源回収とはどんなことであるかの概念が

稍明らかにされたことと思ふが、なほ順次各項につきその概要を述べて見よう。

## 二 資源回収のいろいろ

### (1) 副産回収

生産部門に於ける副産物回収の例は決して少くないが鑛山や化学工場では殊に著るしい。或る鑛山では鉛、亜鉛鑛の浮游選鑛の際、増場や鉛筆の芯等の原料として知られてゐる黒鉛を回収し、また錫を製錬する時灰重石(タンクスステン鑛)を回収してゐる鑛山もある。

合金や鍍金等に使用されるカドミウムは亜鉛の電気製錬の際例外なく回収されてゐる金属である。

含銅硫化鐵鑛といふ甚だ厄介な鑛物を處理するラメイン式濕式製銅法では、まづ硫酸を取つて硫酸を作ると、次に銅分を採取し、そして最後の滓から紫鑛といふ立派な鐵鑛代用品を回収してゐる。また廢液から金属コバルトの回収も技術的に可能である。

明礬石からアルミナ(アルミニウム製造原料)製造の際には肥料用として貴重な硫酸カリが回収出来る。

食鹽電解法による苛性ソーダ製造の際には、副産物鹽素ガスから液體鹽素、晒粉、鹽酸、その他煙幕や毒

ガス劑、殺虫劑、染料等になる鹽化物が得られる。

石炭からコークス及びガス製造に際してはベンゾール、トルオール、石炭酸、ナフタリン等が副産的に回収され、それら重要な用途を有してゐることは皆よく知つてゐるところである。

以上述べたところは「副産回収」の一例に過ぎないが、これによつても副産回収がいかに生産擴充と密接不離の關係にあるかが容易にうなづかれよう。

由來、資源の回収は一度回収が徹底的に行はれると、しばらく回収の給源が枯渇するものが多い。殊に物資の使用が制限又は禁止されるとなほ甚だしいことは謂ふ迄もない。

例へば、例の煙草の銀紙はかつては鉛錫の合金であつた。それがアルミニウムの箔に代り、さらにパソフイン紙に變るとすればお馴染深い銀紙集運動もその量がだん／＼減つてゆくのも亦止むを得ない。

ところが、この「副産回収」だけは、そのやうな懸念が少しもないばかりでなく、却つて生産擴充に比例して副産物の増加を期待し得る點で他の回収と著しく異

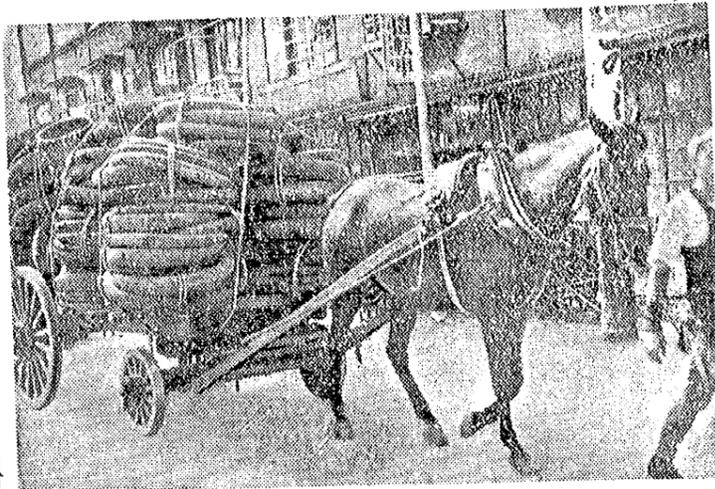
つた特徴がある。

だから科學の研究、技術の進歩によつて副産回収を積極化します／＼回収率を向上せしめ、さらに幾多の未利用資源の回収更生を計らねばならない。

### (2) 再生回収

再生回収とは家庭、工場、鑛山その他官公衙から生ずる廢品屑物の再生、再使用を謂ふことは既に「資源愛護の奨め」(週報第五十二號)でも述べた處であつて、これを工業的に處理することにより廢品の行方がいかに貴重な原料になるかはこゝに更めて云ふ迄もない。

「家內的に行はれる」所謂廢物利用はこれを、種々工夫を加へ物を活かして利用しようとする資源愛護の精神から見ても、利用の擴大、延長であり、又これによつて新しい物を買はないで間に合はせようとする消費節約であると云ふ點から考へても、至極結構にはちがひないが、廢品を活かさうと努める餘り強ひて不要、不急品を作る必要はない。寧ろ蒐集された屑は積れば重要な工業原料になることを考ふべきである。人を慕ふの餘りその人からの手紙を集めて焚いたといふ手紙風呂、ガラスの空瓶を利用して縁取りしたといふ花壇等皆立派な廢物利用であり、かつその人々に



古イタヤも更生所へ

應じてそれ／＼捨て難い気分と雅趣を覚えるかも知れない。しかし、原料パルプの輸入防遏、ガラス器物の再使用によつて原料、燃料の節約、さらに積極的に輸出促進等の見地からすれば、紙屑を焼いたり、ガラス瓶を地中に埋めたりすることが必ずしも國策の線に沿ふものとは考へられない。もつと積極的にしかも妥當な處理方法がある筈である。

従來の廢品、屑物は今や必要缺くべからざる原料と變つた。ドイツでは牛馬豚其の他獸類の肉を取つた残りの骨の廢物から數十種の重要物資を回收し、その中には重要な輸出品として多額の金額に上るものさへ少くないのである。

従來の我が國に於ける廢品の蒐集回收方法等には幾多不備缺點もあらう。しかしこれらは在來の屑屋さんや再生業者のみに歸すべく餘りに荷が重過ぎると謂はねばなるまい。この點官民共に真剣に考慮を要する問題である。

我が國民は古來、幸か不幸か餘り豊かでない資源の中に育ち、物の利用に關しては寧ろ天稟の才能を有してゐるとさへ思はれる點が少くない。適當な組織のもと、餘すところない資源の回收は、われ／＼國民によ

つてのみ全世界に飽を示すに到るだらう。

(3) 貯・死・藏・回收

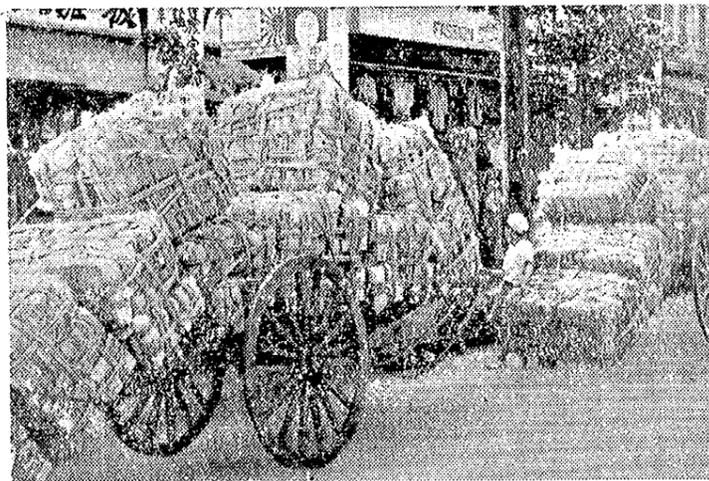
一般家庭や工場、鑛山等にあつてその當事者さへ氣付かず、又は一年か数年の間に一二度の利用にしか供せられないで、久しく押入や倉庫の奥深く藏ひ込まれてゐる所謂不要不急の物資がいかに多いことであらう。

今やあらゆる物資が總動員され一片の金物、一枚の布地も擧げて戦争目的の重要な役割を演じてゐる際に、例へば金物の古家具什器の類、古夜具衣服類、機械器具の古物等の不要不急品のみが安閑として埃の中

にいつまでも惰眠を貪つてゐる時ではない。これら死藏物は速かに適當な價格を以て賣却され、生れ變つては、東洋の平和を擾亂する敵軍爆碎の巨弾となり、或ひは長期經濟戦に必要な輸出品とならなければならぬ。

かくして骨董的愛玩の絆を破つて微臭い金庫の奥から小判が、金の盃が飛び出し、今や國際市場に華

華しい戦鬨を開始してゐるのだ。各家庭の人々の中には、二東三文で今賣らなくてもやがて使へる時節が来るだらうとか、或ひは今大掃除



これもある資源の山(古雑誌)

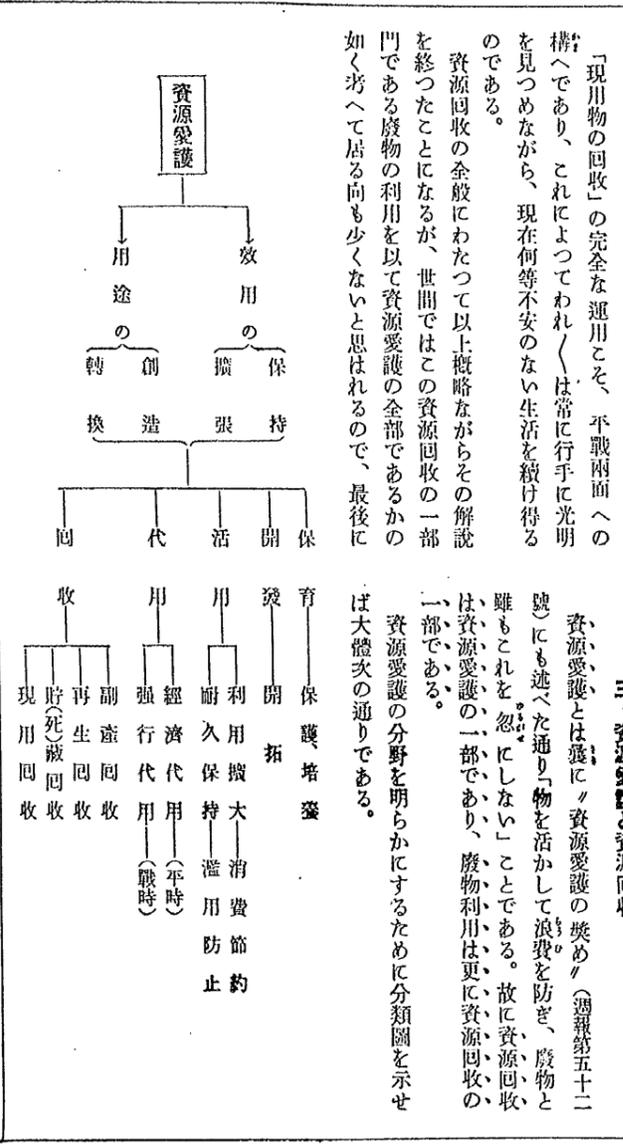
等までしてそんな物を選び出してゐる餘裕がないなど  
と未だに考へてゐる人があるかも知れない。  
しかし、耳を澄ませば貯蔵物資や死蔵物品の脾肉の  
数聲が聞えてくるやうな気がする。曰く  
「俺等はもう我慢が出来ぬ。  
こんな狭い所に何年幸存すればいいと云ふのだ。  
さあ 出て行かう 経済強調の第一線へ」  
俺等も立派に國家に盡せる時が来たのだ。  
……だが待てよ、途中有耶無耶に葬り去られて  
は堪らない。  
おい、誰か納得のゆく方法で俺等を買つて行つ  
て軍需品や輸出品の仲間入りをさせてくれるもの  
はないか」

工場や鑛山にもかなりの不要、不急品があるであら  
う。これらも適當に處分して時局に役立てることが望  
ましい。  
(4) 現物の回収  
例へば銃屏や銃柵が現在立派に役立つてつても、  
これを回収し、改造して重要な兵器、輸出品等にす  
ることが出来れば、それは用途の轉換によつて従来の利

用價値よりも遙かに高い價値を生じたことになる。  
銃屏や銃柵は木材、コンクリート、竹等で間に合ふ  
わけである。この「現物の回収」は前記の三つの回収  
と異り、現在使用中のものを中途から回収するのだか  
ら代替品を必要とするのが通例である。  
不要、不急品を「貯(死)蔵回収」として必要な方面に  
利用することが緊要なことは既に述べた通りである  
が、さらに生活必需品でも、それが重要物資で出来て  
ゐる限り、しかもその物資が使用制限又は禁止を受けて  
ゐる現状では、現に使用中の物はなほ更、適當な代替  
品を以て置換へ得るものならば、或る程度の不便を忍  
んでも、それで代用せしめ、それらの物資を刻下最も  
必要欠くべからざる方面に振り向けるほどの覺悟がな  
ければならない。  
換言すれば、平時からこの回収を豫想して、戦時不  
足を來すおそれのある物資で出来るだけ多くの物を作  
つて置き、これを使用してゐることが肝要である。  
かうしてこそ、「現物の回収」は戦時に於て不足資  
源の充足補填に役立つ極めて大切な供給源となり、  
他方、代替の必要は代用品の勃興を促し發明發見の獎  
勵になる。かくて戦亂鎮まり平和恢復の曉、生産過剰が

もしも起きたとしても、有力な緩衝作用を営み、回  
收源の培養、文化水準の向上等に役立ち得るわけであ  
る。  
「現物の回収」の完全な運用こそ、平戦兩面への  
構へであり、これによつてわれわれは常に行手に光明  
を見つめながら、現在何等不安のない生活を続け得る  
のである。  
資源回収の全般にわたつて以上概略ながらその解説  
を終つたことになるが、世間ではこの資源回収の一部  
門である廢物の利用を以て資源愛護の全部であるかの  
如く考へて居る向も少なくないと思はれるので、最後に

一言、資源愛護と資源回収との關係について觸れてお  
きたいと思ふ。  
三 資源愛護と資源回収  
資源愛護とは舊に「資源愛護の奨め」(勸業第五十二  
號)にも述べた通り「物を活かして浪費を防ぎ、廢物と  
雖もこれを忽にしない」ことである。故に資源回収  
は資源愛護の一部であり、廢物利用は更に資源回収の  
一部である。  
資源愛護の分野を明らかにするために分類圖を示せ  
ば大體次の通りである。



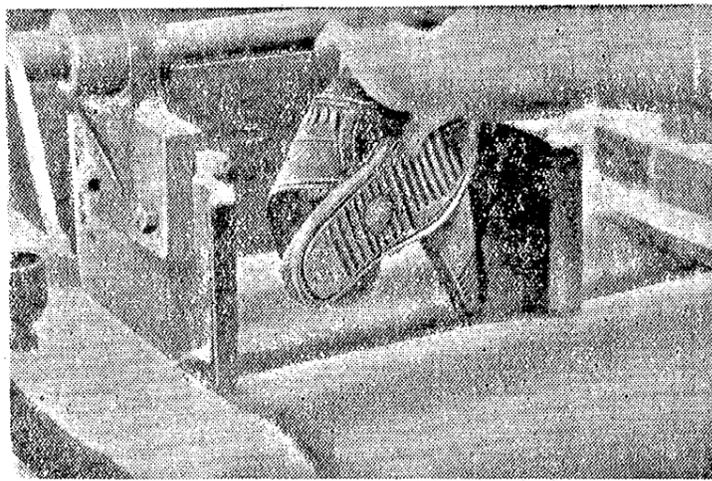
森林の雑草を刈り、害虫を駆除し、間伐を行ひ良材を得ようとして保護培養に努めるのは、木材資源の保育であつて、これが即ち資源愛護に外ならない。地下にどれほど多量の礦物を埋藏してゐても、この事實を知らなければ施すに由なく、よし発見したとしてもこれを出願したのみで採掘し、利用しなければ所謂「睡眠礦區」の譏を免れない。

さらに、採取するに當つても品位が悪いとか、採掘が困難だからといつて折角の埋藏資源を残存又は遺棄するやうでは、これは完全な開發、礦物資源の愛護と謂ひ得ない。

資源愛護の範圍で一番一般的で且つ誰でも直接關係のある活用の部門は、またそれだけ重要性が大であると謂はねばならぬ。

物の活用に當つてまづ注意しなければならぬ點は、浪費の排除と濫用の防止である。物が豊富にあると思ふとわれ／＼は、とかく物を輕視し粗末にし易い。

四面海で圍まれてゐる我が國は食鹽には不自由してゐないと思つてゐる人も少くない。日常生活の必需品たる食用鹽や苛性ソーダ、ソーダ灰その他重要な化學



古ゴム靴も態る

工業原料に使ふ工業鹽を合して、我が國は軍需要額の約六割を海外より輸入してゐる現状にあることを思へば、或る方面でこの貴重な資源を入口に盛鹽などをしてゐるのは、資源愛護の精神から見てどうかと思はれる節がある。

一本のマッチの軸木で二人の煙草の火をつければ、これは普通の場合に較べて二倍の利用擴大であり、火力發電に於て一キロワットアワー當りの石炭消費量が従來の一、二疋から〇、七疋に改良されたとすればこれは約四割の消費節約になる。

一足の靴も平素丁寧に履き、一臺の機械も注油を怠らず大事に使ひ、ために従来よりも長期間使用に耐へ得たとすればこれ即ち耐久保持に外ならない。

資源代用の觀念は不足物資の救済である。平時でも不足物資を手に入れるのは困難で價格も自然高くなるから、同等もしくはそれ以上優秀な性質を有し、且つ値段の比較的安いもので代用させたいと考へるのは當然のこと、これが平時に於ける經濟的代用である。

戦時ではその消耗が莫大に上る軍需資材の補給、貿易統制等によつて不足物資は急激に不足度を加へるの

は明らかであつて、物の使用が制限、禁止される状態にあつては既に強行代用であるとも謂へるのである。だからこの場合に於ては、多少品質が劣つてゐてもそれで間に合はせなければならぬ。窮すれば通ずの諺にもあるやうに、茲に發明も生れ進歩改良も起るのである。

この意味で事變下千載一遇の機会を逸せず、われわれは進んで不足資源克服の理想に向つて代用品の積極的效果を發揮せしめなければならぬ。

資源回收については既に述べた通りである。

以上、保育、開發、活用、代用、回收の各項に涉り所謂資源愛護の精神についてその概説を試みたが、要するに、われ／＼は資源愛護を緯となし、科學研究を経としてもう一度われ／＼の周圍を再吟味し、充分に科學的検討を加へ、以て長期經濟戰の陣容を強化し、さらに國運の發展、國民の繁榮に貢獻するの實を擧げなければならぬ。

## 時局と農村の負債整理

農 林 省

はしがき

我が國の農村負債整理制度は、所謂農村經濟更生運動の線に沿ひ、その樞軸をなすべき重要な一施設として、第六十四帝國議會の協賛を経て成立した「農村負債整理組合法」の實施によつて確立されたのであるが、これは實に劃期的の新制度であつた。そして本年八月一日を以て、農村負債整理組合法實施以來滿五年を迎へたので、この機會に、農村負債整理制度實施の跡を顧み、その實績に檢討を加へ、さらに將來益、これが趣旨の徹底に努め、その普及促進を圖ることは、極めて意義深いことと思ふ。

今我が農山漁村は、事變發生以來、多數の應召者を出し、軍馬の徵發並びに軍需品の供出等に擧げて銃後の赤誠を捧げつゝある農山漁村に於ては、この際緊

張した協同一致の力を以て、この難關を突破すると共に、戦後に來るべき各種の影響を考へ、充分これに對處することが何より大切である。そして農山漁村經濟の根本問題たる負債については、かゝる際こそ最も深き考慮をめぐらし、その整理のため既設制度を活用することが、最も望ましいのである。かくして堅實な農山漁村を維持發展せしめることこそ、重大時局に際し、益々銃後の護りを堅め、その責務を果す所以でもある。

### 農家負債の累増

古い事はしばらく措き、世界戦争開始前、明治四十五年大藏省農家負債調査によると、我が國の農家負債は、約七億五千萬圓であつた。その中約四〇%が個人貸しであり、約二〇%は純然たる金貸業者の貸付で、し

かも金利は一割以上の高利のものが總負債額の六五%にも及んでゐる。いかに農山漁村の人々が不合理な金融を餘儀なく受け、極めて不利な條件のためその背血を搾られて来たか、それを想ふ時、長嘆息を禁じ得ないものがある。明治末期の農家負債の状況はこんな有様であつたが、世界戦争を機縁として、國民經濟の飛躍的發展は、農家經濟を急激に膨脹せしめ、その經營とその經濟生活に、著るしい影響と變化をもたらし、従つて負債も従前に比し、加速度的に累増したのである。

ところが大戰終焉後襲來した不況は、國民經濟を漸次跛行的ならしめ、遂に世界的不況に由來する深刻な農業恐慌は、農山漁家の經濟の收支の均衡を破壊し、奈く破綻の状態に導くに至つたのである。そこに殘されたものは、累積せる巨額の負債であつた。その數字は五十億、六十億と推定されたのであるが、兎も角、この歴大な負債が、農山漁村の經濟に全面的に壓迫を加へ、その發展を阻害する痛となつたのである。

この負債の發生については、種々の原因もあり、事

情も存するところであるが、慢性的痛症となつてゐる現在の負債に關する限りは、これに切開手術を施すより他に方策はないのである。勿論、將來に於ける負債累増防止のためには、負債發生原因を究め、主要農林水産物に對する價格政策の實施、農地制度の整備、災害防止施設、金融の改善、醫療制度の改善、保險施設等々の對策を樹立實施することの緊要なのは言を俟たない。

我が國に於て農山漁村が、その基礎をなし國家興隆の源泉を涵養してゐることは、何人も異議の無いところである。故にこの農山漁村の萎微沈滞こそ洵に重大な國家的問題である。そして農山漁村の興隆發展は、先づ農民精神の作興にある。ところが農山漁村の人が、歴大な負債の重壓のため、働いても働いてもその桎梏より脱却することが出来ないとなれば、いかに精神的に暗澹たるものがあるかは想像に餘りがある。何者かに追はれるやうな不安な暗い氣持こそ、農山漁村を萎微沈滞させる根本的缺陷である。この氣持、この空氣を一掃打破し、潑刺たる農民精神を振作するところに、農山漁村經濟更生の第一歩がある。即ち經營の

改善刷新、家計の合理化等に並行した負債整理計畫を樹立せしめ、一定の見透しある計畫の下に、明るい希望を抱いて努力邁進させることこそ、澄利たる農民精神を作興し、農山漁村の經濟を更生させる要諦である。

#### 農村負債整理組合法の誕生

「農村負債整理組合法」は、第六十四回帝國議會の協賛を経て昭和八年八月一日より實施されたのであるが、本法制定の基本的精神は、農山漁村に居住する者の經濟更生を圖るため、隣保共助の精神に則り「負債整理組合」を組織せしめ、組合の樹立した負債償還計畫と經濟更生計畫を履行させ、負債の整理を行はせるところにある。本法制定の當初は、本制度を單なる債務者の救済であるとか、或ひは債權者擁護であるとかいふやうな誤つた見方をしたる者もあつたやうであるがこれは誤解も甚だしいものである。あく迄も本制度の趣旨は、更生の熱意あり見込ある者であつて、負債償還計畫と經濟更生計畫を、誠實に履行する債務者の經濟更生を圖らうとするものである。従つて誠實な債務者

の經濟更生を圖るに必要な限度に於て、債權者も亦農山漁村の更生、部落の更生といふ立場から多少の犠牲を忍び、温かい同情と理解を寄せ債務者の經濟更生を容易ならしめるやう、負債の條件を緩和する必要がある。だから本制度運用に當つて最も慎重に留意すべきことは、徒らに國民の依頼心を醸成し、義務怠慢の傾向を激成するやうな餘弊を嚴に戒めると共に、債權者即ち誠實と互譲協調の精神こそ本制度運営の根本精神でなければならぬ。

債務者の負債の整理を容易ならしめ、その經濟更生計畫と負債償還計畫とを誠實に實行させるためには、隣保共助の美風を基調とし經營に於て、經濟に於て、將又日常生活に於て、渾然融和した部落を區域とする「負債整理組合」を結成せしめ、お互に道義を重んじ、責任を痛感し、組織化された協同の力を以て、これが促進を圖ることが極めて肝要である。政府でも債權者、債務者間に於ける互譲協調の實を擧げ、負債の整理を容易にするため、負債整理資金の特別融通に對して、損失補償の制度を設け、政府並びに地方公共團體に於

て損失を分擔する外、政府低利資金を融通し、眞に農山漁村の經濟更生を圖るべき國策の一施設として、これが普及促進のため指導督促に努力してゐるのである。

#### 農村負債整理資金特別融通と損失補償法の實施

「農村負債整理組合法」運營の結果は、負債整理資金の特別融通を行ふべき機關を市町村だけに限ることは、農山漁村の實情に即應せず、従つて負債整理事業の普及促進上欠けるところがあるので、昭和十二年第七十一帝國議會の協賛を経て、「農村負債整理組合法」の一部改正と共に、負債整理資金の特別融通及び損失補償については、單行法を制定したのである。即ち負債整理資金の特別融通機關を市町村の外に、新たに産業組合中央金庫及び融資銀行（日本勸業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行）を加へ、資金融通最高限度を一人に付き三千圓乃至五千圓に擴張すると共に、資金融通に關する諸種の缺陷を補整し農山漁村の實情に即應し、債務者の事情を斟酌の上、充分にその經濟更

生の實を擧げ、農村負債整理制度の根本趣旨を實現出来るやう改正擴充されたのである。

本制度は昭和十二年十二月一日より實施されたのであるが、昭和二十一年七月三十一日まで負債整理組合の設立又は負債整理事業を行ふ法人の認可を認め、昭和二十二年十一月三十日まで約五億圓の負債整理資金を融通せしめ、借受條件の不合理的な負債約十三億圓の整理計畫を樹立實施せしめんとする計畫である。そして政府ではこれが資金の回滑な融通を圖り、負債整理事業を普及促進させるため、一億二千萬圓を限度として、損失補給又は損失補償の制度を設けた次第である。

昭和八年八月一日「農村負債整理組合法」實施以來の負債整理事業の進捗概況を見るに、昭和十三年六月末現在調によると、負債整理組合の設立あるもの二、五一四ヶ市町村で、その負債整理組合数は七、〇七二組合（内無限責任の組合五、一三〇保證責任の組合一、九三三負債整理事業を代行する信用組合九）に及び、組合員總数は約二十二萬人を數へてゐる有様である。既に市町村經由に依り負債整理資金の融通を受け、負

借償還計画及び經濟更生計畫の樹立されたものは三、六一四組合で、負債整理資金の供給額は約三千四百萬圓に近い。これらは全部政府低利資金によるものである。なほ産業組合中央金庫經由のものには六七負債整理組合に對し約五十萬圓の資金が供給されてゐる。融資銀行經由のものも漸く緒にいたばかりであるが、全般的には着々進展を見つゝある。

#### 臨時農村負債處理法の制定

今般の支那事變等による名譽の戦死者の遺家族、戦傷死者並びにその家族のために負債の處理をなし、その經濟更生を圖るため、去る第七十三帝國議會の協賛を経て「臨時農村負債處理法」が制定され、六月二十日から實施を見るに至つたのであるが、本制度は従前の一般農村負債整理制度を前提とするが、特に簡易迅速に負債の處理をする必要があるので、必ずしも負債整理組合の設立を要件としてゐない。本制度制定の趣旨に則り、負債の條件の緩和並びに負債處理計畫の樹立その他債務者の經濟更生に必要な事項は、各道府縣に設置する「臨時負債處理委員會」に於て、萬事面倒を

みることになつてゐる。政府も本制度の特殊事情に鑑み、損失補給又は損失補償の割合を従前の一般制度に比較し、それ／＼二倍に引上げてゐる。本制度の運用こそ細心の注意を拂つて、一日も速かに戦傷死者遺家族のためその經濟更生を圖り、生活の安定に資するやう努めねばならぬ。

#### むすび

現在負債整理組合は總數七、〇七二組合であるが、何れも時局下にあつて組合を中心とした計畫の實行、負債償還積立金の造成、努力奉仕の活動、共同事業の實施、貯蓄の勵行、記帳の奨励等々絶えざる更生の努力と、彼岸への精進が続けられてゐることは、實に涙ぐましいほどである。負債整理組合を以て借金組合なりと輕はずみなことを漏らす者があるとすれば、本事業に對する侮蔑も甚だしいものである。

當初は「負債整理組合」を結成し、債務者毎に堅實なる經濟更生計畫と負債償還計畫を樹立し、資金の融通を受けるのであるが、一旦計畫が確立し負債整理資金の融通を受けた以上は、部落協同一致でその經濟更

生計畫を、誠實なる努力を以て實行し、負債償還計畫を逐次遂行する以外に何物もない。即ち看板は負債整理組合であるが、その内容は部落の更生のため、經濟更生計畫を樹立實行する經濟更生組合である。最も望ましいことは負債整理組合即ち部落の實を擧げることである。

産業組合が農山漁村に於ける經濟の中樞機關として、極めて重大な役割を果しつゝあることは、今更言ふ必要がないところである。幸ひ眞に負債整理制度の擴充に伴ひ、信用組合を通じ負債整理事業が實施されることになつたことは、農山漁村經濟更生上まことに悦びに堪へない。産業組合の擴充は結局組合員の經濟の充實でなければならぬ。

現在負債整理組合に於ては、その決議に依り、組合員をして出來秋又は收穫時季に於て、その收入の若干を天引せしめ、それを産業組合に貯金せしめ、負債償還に支障なからしめてゐるものが殆んど全部である。その他産業組合との連絡關係は極めて密接なものが多く有様で、かやうな次第であるから將來産業組合と、負債整理事業の關係については多大の期待を繋いでゐる

るところである。

今や時局は極めて重大、舉國一體となり戦時國策遂行に邁進せねばならぬ秋である。この際、銃後の各般の施設をいよ／＼整備充實し、生産力の維持擴充を圖り、以て國民生活の安定を期するはわれ／＼國民の重大義務である。これについては固より種々の方策施設はあるが、先づ手近にある制度施設を活用することが緊要である。

農林省經濟更生部調べによると、昭和十年八月末現在に於ける農山漁村の中小産者の負債額は約四十一億圓に上つてゐる。しかも金利は一割以上のものが約三七%を占める狀況に鑑みる時、年々農山漁村の人々が利拂ひのため支出してゐる金額が、全農家一ヶ年に於ける金肥消費額約三億圓を遙かに超過してゐる莫大さに驚かざるを得ない。特に戦局終了後に來る各種の影響等を考慮するとき、農山漁村は今日に於て、その經濟に過重の壓迫を加へてゐる不合理なる負債の整理に、一層の努力を拂ひ、戦時並びに戦後に對處し、自己を防衛する緊張した覺悟が、極めて大切であることを痛感するのである。

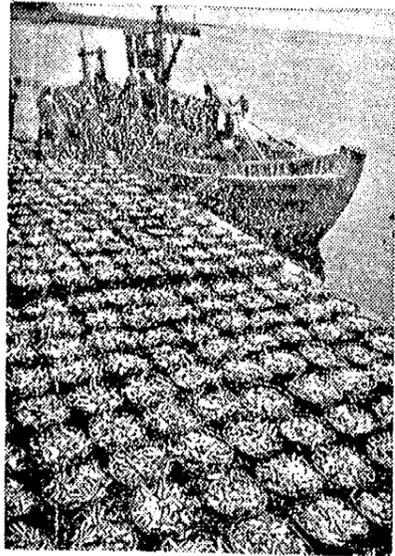
## 水産日本と 統後國民の榮養

農 林 省

わが國の水産業は自然に恵まれてゐること、國民が古來から進取の氣象に富んでゐることのために日ごましい發達をとげ、年産額約五億圓に近く海外輸出もまた一億五千萬圓を超え、國民經濟上きはめて重要な地位を占めてゐる。

物を除外した原始生産物との割合を見るとその一二%餘を占めてゐる。國民榮養食料品としては國民の體質にも趣向にも適し、かつ價格も比較的安いためにもつとも主要な地位を占めてゐる。

では、國內の原始開發を圖つて對外貿易を盛んにし海外拂をできるだけ少くしなければならぬから、わが國の海洋資源を開發する水産業はいはゆる長期抗戰の原動力であるといふことが出来る。さらに我が國水産業の世界的地位はどうか。一九三一年の統計に依れば、世界總漁獲高は約十六億八千萬圓で、その中主な生産國は、日本三億四千萬圓、ソ聯一億八千萬圓、米國一億五千萬圓、英國一億、フランス七千萬圓等であつて、わが國は斷然その主位を占めてゐる。



たいはゆる庶民政策的なものが大きな部分を占めてゐるわけである。

○ この傾向は漁船の数をみてもわかる。世界總漁船數約九十七萬隻中、わが國は四十萬隻を占めその他の諸國はども十萬隻を超えることがない。總噸數百噸以上の漁船の数は合計四千五百六十隻であるが、英國は一、七四九隻、ドイツ四八七隻、フランス四八五隻、イタリア一四〇三隻、

隻であり、日本は第五位の二八五隻に過ぎない。これでもわが國の漁業がいかに中小生産者によつて經營されてゐるかが判る。

○ 水産業は主として漁業であるが、水産製菓業、水産養殖業等の部面をも考へることが出来る。

まづ漁業についてみれば、漁業は沿岸と、海洋遠くに出漁して數日あるひは數ヶ月を費し大型船によつて行はれる遠洋漁業とに區別される。

昭和十一年の沿岸漁獲物の大要は左の通りである。

總價格	二億一千二百萬圓
魚類	一億五千九百萬圓
貝類	一千九百萬圓
藻類	二千九百萬圓
その他の水産動物	一千二百萬圓
魚獲物の主なものは	
魚類	四千萬圓
ぶり、	一千百萬圓
たひ	一千萬圓
さけ	九百萬圓
さば	八百萬圓
あはび	三百萬圓
あさり	七十五萬圓
さざえ	五十七萬圓
かき	五十五萬圓
昆布	四百萬圓
てんぐさ	二百八十萬圓
わかめ	百五十萬圓
その他の水産動物	
いか	千二百萬圓
えび	六百八十萬圓
たこ	三百六十萬圓

これを地方別にみれば、北海道の四千萬圓を筆頭に、長崎、三重、山口、静岡、愛媛等の諸縣がこれについでいる。

内地沖合洋漁業の状態は總漁獲高八千七百萬圓であつて

- 旋網漁業 八百四十萬圓
  - 沖曳網漁業 三千五百萬圓
  - 刺網漁業 五百四十萬圓
  - 延縄漁業 一千七百萬圓
  - 一本釣漁業 二百八十萬圓
  - 罾釣漁業 一千三百萬圓
  - その他 三百八十萬圓
- 漁獲物の主なるものは
- かつを 一千三百萬圓
  - まぐろ 一千百萬圓
  - いわし 七百七十萬圓
  - かれひ、ひらめ 六百三十萬圓
  - たら 六百萬圓
- これを地方別に見れば、北海道はやはり首位を占め一千二百萬圓であり以下長崎、千葉、山口、静岡等がこれに次いである。
- つきに水産養殖業は主として河川湖沼で行はれるものであるが、また浅海で真珠、かきなどの養殖も相當に發達し、政府でも水産増殖奨励の奨励金を交付してその普及發達を圖つてゐる。
- 養殖場数は昭和十一年において一六二、三二六であり、養殖場の總面積は一五四、九三〇、二五四坪である。昭和十一年中の生産高は二千五百萬圓で、その主なものは、あまのりの八百五十萬圓、うなぎの五百萬圓、こひの四百五十萬圓、かきの百八十萬圓等である。地方別には浅草の名産地東京が何といても首位で、四百八十萬圓を占め、静岡、愛知、三重等がこれに次ぐ。
- 水産製氷業はいはゆる水産物に對する加工製氷業であつて、食料としての罐詰、干物、鹽物等のほか、肥料や魚油に製造される額は相當に多い。昭和十一年の實績は左の通りである。

總價格	二億一千五百萬圓
食料	一億五千六百萬圓
肥料	三千七百萬圓
魚油	二千百萬圓

以上の外漁業として特殊のものは汽船、トロール漁業、機船底曳網漁業、抽網漁業、北洋漁業等である。



歸航！手旗信號

週問戰況

濁流を衝いて九江を陥る

漢口防禦線の中樞潰ゆ

海軍省海軍軍事普及部

先に湖口を占領した我が海陸軍揚子江進撃部隊は、引續き爾後の湘江作戰を準備し、江上艦艇は連日濁流滔々たる江上に幾百の機雷を清掃し、陸軍上陸部隊の湖口以東掃蕩をまつて、七月二十三日密接なる協同のもとに行動を開始し、敵の頑強なる抵抗を排除して鄱陽湖畔に上陸を決行した。

一方、江上部隊は更に機雷群を突破して兩岸の敵陣地を徹底的に砲撃し、航空部隊の潰滅的爆撃と相俟つて、二十六日午前八時頃遂に九江を占領し、凱歌高く廬山に木鐸し、遠く長江を壓して、こゝに大別山系及び南昌を通ずる漢口防禦線の中樞要衝は我が掌握するところとなつた。

今や敵が最後の據點と恃む武漢三鎮は僅々江上一四〇哩の前路に横はり、敵軍の運命將に窮らんとしつゝあるのであるが、時正に炎熱真に焼くが如く、江上江岸の進撃亦容易ならず、第一線部隊の苦心は想像に餘

りあるものがある。

そしてさらに、これ等進撃部隊作戦成功の裏には、我が海軍航空部隊が犠牲を厭はず敵空軍制壓に成功したことがいかに重要な役割を演じたかを銘記すべきである。

一方南支方面に於ては、炎熱の南海に黙々として交通遮断に従事しつゝある海上部隊と呼應して連續廣東、粵漢線方面の爆撃を行ひつゝある。

航空戦

七月十九日

南昌上空襲により、士氣いよ／＼昂れる海軍航空部隊は、又もや銀翼を連ねて長江流域を襲ひ、偉大な戦果を収めた。しかも我が方には何等の被害もなく、全機悠々歸還した。

一、漢口空襲に向つた〇〇機隊は、猛烈なる地上砲

火を冒し、果敢なる低空飛行に依り漢口飛行場及びその附近に巧みに隠匿してあつた敵機二十數機（二部四機）を発見し、銃撃によりS B機五、ノースロップ、ダグラス各一機を炎上せしめた。S B機及びノースロップ十機に對しても相當の損害を與へた。この間、逃避せんとしたS B一機を撃墜した。二、〇〇機隊は武昌、蛇山の機銃陣地及び武昌兵營を爆撃し、これに多大の損害を與へた。又他の一部は漢口飛行場にてS B一機を爆撃した。三、黄石磯上流燕磯附近に於て、我が飛行機が近迫するや、敵大型運貨船四隻より約二〇〇名の人員が江中に飛込むを察知したので、さらに之に近接し支那の軍用船であることを確かめ曳船を大破し運貨船二隻を完全に粉碎沈没せしめ、残り二隻に損害を與へて漂流せしめた。四、九江方面に於ては、白石磯、攪江磯の背面陣地、新港南方、及び西方の野砲陣地、獅子山附近敵砲兵陣地、下猪橋附近敵陣地等江岸各所を反復爆撃し何れも多大の損害を與へた。五、南支に於ては粵漢線琵琶口兵工廠及び倉庫を爆撃破壊した。

七月二十日

一、岳陽攻撃に向つた部隊は、岳陽の敵艦艇を攻撃

し多大の戦果を収めた。即ち軍艦二隻を撃沈し、四隻を大破（内一隻は殆んど沈没）、軍需品搭載の運送船一隻、民船ライター數隻を爆撃した。二、南支攻撃に向つた部隊は、琵琶口兵工廠の残存工場、倉庫等を大破し、同工場を殆んど完全に潰滅せる外、粵漢線樂昌驛、大倉庫四棟を粉碎し、機關庫二棟を爆撃炎上せしめた。他方、廣九線石龍驛構内の線路を切斷した。

七月二十一日

一、京漢線攻撃に向つた部隊は、信陽驛を爆撃、數ヶ所を炎上せしめ、又一貨物列車は猛烈なる火焰を擧げて燒滅した。二、揚子江、九江方面攻撃に向つた部隊は、新港南方の敵兵及び軍馬を爆撃、殲滅的打撃を與へた。又九江南東の兵舎二棟を爆撃炎上せしめ、白石磯、獅子山方面の敵陣地を猛爆大破せる外、大治下流溇源口に於て、軍用商船一隻を爆撃擱坐せしめ、軍用ジャンク二十數隻を爆撃し、同地附近の軍用建物を粉碎、炎上せしめた。三、南支方面に於ては、粵漢線坪石附近の鐵路及び貨車群を爆撃之に相當の損害を與へた。

七月二十二日

一、海軍航空部隊は、漢口、孝感、荊門、宜昌、長

沙等の各飛行場を攻撃し、中型二機、大型一機を爆撃したが、各飛行場とも砲機多く、空中では僅かに宜昌に於て戦闘機二機を認めただちに逃走した。二、南支に於ては廣九線石龍驛附近、粵漢線新街附近の鐵道を爆撃切斷した。

七月二十三日

一、長沙飛行場攻撃に向つた部隊は、中型機四機に相當の損害を與へた外、飛行場東北隅建物及び附近の森を爆撃、加工品類と覺しい物を盛んに炎上せしめた。二、揚子江方面に於ては、九江附近及び同下流、揚子江沿岸敵陣地及び敵兵を猛烈に爆撃し多大の損害を與へた。三、廣東方面爆撃に向つた部隊は、廣東郊外増歩大藥工場の南端及び北端の工場を爆撃、之を粉碎し、さらに粵漢線西村驛の引込み線及び貨車約十輛を爆撃した。又沙口坪南方の鐵橋を完全に爆撃し落下せしめ、その南方鐵橋二つを大破し附近鐵路を切斷した。

七月二十四日

粵漢線攻撃に向つた部隊は、連江口附近の線路を切斷土砂を崩壊せしめ、黃陂南方の線路を切斷した。

又、沙口坪驛南方の鐵橋を破壊落せしめ、同地附近の線路を爆撃埋没せしめた。

#### 江上作戰

七月十九日

江上艦艇の一部は敵砲火を冒し、獅子山方面の敵陣地を砲撃破壊した。

七月二十日

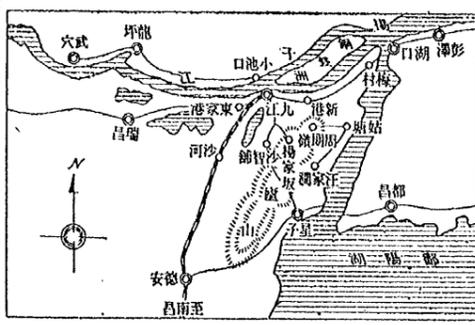
揚子江上艦艇は航空部隊の爆撃と協力し、湖口兩岸の敵陣地を猛撃し、多大の損害を與へた。

七月二十三日—二十六日

七月上旬湖口占領以來、我が遡江作戰海軍部隊は、陣容を整へ、着々九江攻略の準備を進めてゐたが、二十三日黎明を以ていよいよ海陸協同の進撃を開始し、一部隊を以て陸軍の鄱陽湖岸上陸を掩護して、見事に之を成功せしめ、他部隊を以て二十三、二十四日に亘り九江下流兩岸の敵砲兵陣地と激戦を交へつゝ之を制壓し、濁流に出没する機雷原を猛烈突破しつゝ、二十四日の夕刻には既に九江を指呼の間に望んだ。

二十五日午前敵動搖の敗色を觀破した〇〇部隊指揮官はいよいよ九江に突入の令を下した。士氣いよいよ揚れる各部隊は、威風堂々九江に向け猛進を起

し、敵砲兵陣地の猛射を物とせず、濁流と機雷を突破進撃し江岸を敗走する敵兵を潰滅しつゝ、先頭第一艦を以て午後一時九江前前に突入、引続き後続部隊を以て午後三時勇躍旗艦〇〇を中心に、その全力を擧げて進入し、茲に完全に南京、漢口間揚子江隨一の要衝九江の江面を制壓した。



この時既に先頭部隊は九江上流三哩に達して、江岸隘路の敵退路を遮断し、次いで特別陸戦隊は九江上流に敵前上陸を敢行し江岸を占領して戦果を擴充した。

すると共にその進撃に際しては、緊密なる連繫を確保しつゝ所在の敵兵力を完膚なきまでに猛爆して、海陸共同作戦の實を完うした。かくて二十六日午前八時三十分頃、陸戦隊は舊英吉利租界より西部飛行場一帯を、陸軍は爾餘の市街を完全に占領し、茲に兩軍の直接連絡完成し、九江攻略の偉業は全く成つた。

前號追加(航空戦)

七月十四日

- 一、漢口方面攻撃部隊は、不良なる視界と熾烈なる防禦砲火を克服して、飛行場を襲ひ、待機中の大型、小型約十機に甚大なる被害を與へた外、上空を哨戒中の敵戦闘機二機の中一機を撃墜し、全機悠々歸還した。
- 二、南支攻撃に向へる部隊は、粵漢線韶關、樂昌を攻撃し又廣東では天河飛行場を攻撃し何れも多大の損害を與へた。
- 三、海軍航空部隊は太湖上空に於て、潜山方面を空襲して来た敵重爆撃機二機と護衛の戦闘機一機を撃墜し、重爆一機と戦闘機一機を撃墜、更に他の重爆一機に致命的打撃を與へた。

週問戦況

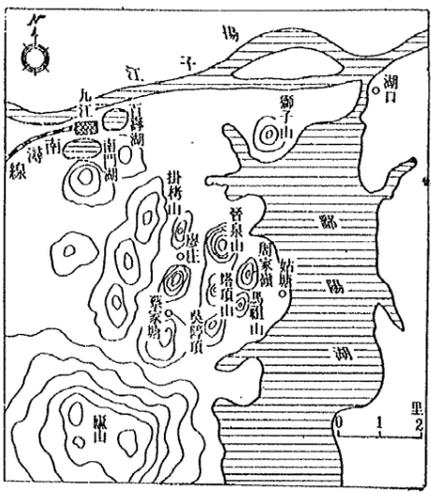
九江を占領す

陸軍省新聞班

九江攻略

七月四日湖口を占領以來、各種の敵の宣傳に一顧を

九江附近要圖

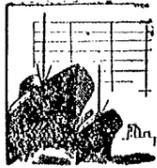


與へず、黙々として爾後の作戦を準備中であつた我が遡江部隊は、遂に決然として立ち上がった。

先づ高橋、佐藤の兩部隊は、二十三日午前二時四十分鄱陽湖を渡つて湖口の西南方、對岸姑塘附近に敵前上陸を強行し、折からの炎熱を物とせず險峻なる山岳地帯に數段の堅壘を構築せる優勢な敵に對し、果敢なる攻撃を加へて逐次にこれを突破しつゝ、猛進をつゞけ正午頃には周家嶺、馬祖山の線に、午後四時頃には管泉山、塔頂山の線に進出した。

二十四日各部隊は、廖庄南北高地より蔡家塘附近にある堅固な敵陣に猛攻を加へて突破し、二十五日午前八時までに掛榜山西北方約三軒の高地東半部を奪取、つゞいて同日夜半我が軍の先頭は續々九江市街に突入し、二十六日午前七時三十分までに完全に掃蕩を終つて日章旗は翻騰として朝日に輝いた。

九江は南潯線の端末、長江の要港であり、武漢防衛の第一線の據點である。漢口はこれより陸路約五十里、早くも指呼の間に横はつてゐる。



# 英佛パリ會談

外務省情報部

英國皇帝ジョージ六世陛下には、七月十九日から二十日に亘つてフランスを御訪問あらせられたが、この機会に、皇帝陛下に扈從して渡佛したハリファックス英外相と、ダラディエ佛首相とボンネ外相との間に、現下の外交問題に對して重要な協議が行はれたことは、所謂英佛會談として、各方面の注目を惹いてゐる。

即ち、獨逸合邦に引續いて起つたチェッコ問題は、益々紛糾して事態は頗る緊迫して居り、またスペイン問題は善勇兵撤收は難關に達著し、ために英佛協定の效力發生に重大な影響を及ぼしてゐる等、歐洲の政局は非常な難局に直面してゐるのである。更に極東に於ては、支那事變は漢口の陥落も目前にあり、愈々蔣介石政權も没落の

運命に迫りつゝある重大な情勢にある等、かうした東西に亘る難局を打開するために、英佛兩國がいかなる態度に出づべきであるかといふ點について、確乎たる決定を與へようとしたのが、今度のパリ英佛會談であつた。

しかも、英國皇帝陛下の御渡佛を機会に、この重要な會談が行はれることは、豫じめ各方面から期待されてゐたところであつたので、その事前に於て、例へばドイツのヒトラー總統が、直接ウィードマン大尉を英國に派遣して、英政府と折衝を試みた等の重大な動きがあつた點から見ても、今度の會談の重要性が推測されるであらう。

二 今度のパリ會談は、七月二十日、佛外務省に於て、佛

首相及び英佛兩外相が鼎坐して、前後四時間に亘つて、嚴密に交渉されたと報ぜられてゐるのであるが、會談終了の後に發表された英佛共同コミュニケには

「……英佛兩國間の諸問題並びに國際政局の全般に亘つて、論議を遂げる機会を與へられたが、會談は終始相互信頼の精神を以て續行された。席上、兩國代表は和平と協調との努力に對する共通の決意を披瀝した。更に四月二十八日、二十九日の兩日に亘るダラディエ首相、ボンネ外相の英國訪問に際して、完全に一致した兩國の見解が、今なほ完全に維持されてゐる事實を確認した。」

と記されてゐるのである。即ち一言にして云へば、今度のパリ會談は、去る四月ロンドンに於て行はれた英佛會談を再確認したといふ點に重大な意味があるわけである。しかして、去る四月のロンドン會談の成果は、四月二十九日に發表された共同コミュニケによれば、

- 一、佛國は英伊協定が歐洲政局の鎮靜に役立つべきことを歡迎し、英國は佛伊交渉が満足なる成果を收むべきを希望し、
- 二、兩國は以上の兩交渉の結果招來さるべき地中海の情勢緩和が、スペイン派遣善勇兵撤收に關する一九三七年十一月十

四日の決議の實現に貢獻し、かくて外國製武器軍需品の撤收に關する協定締結をも容許ならしむべき旨を確認し

- 三、兩國は中欧の情勢に深甚なる注意を拂ひ、同地域に發生する諸問題の平和的且つ公正なる解決の基礎を發見するための措置につき意見の一致を見た。
- 四、極東の情勢に關する若干の問題に觸れ、また來るべき聯盟理事會の議題に包含される問題について討議した。
- 五、兩國は更らに一九三六年三月十九日の取極めに基つて兩國參謀本部間の接觸を今後とも維持することに決定した。
- 六、兩國は、今後とも感、協議と協調との政策を持續し發展せしめることが、刻下の重大事であるといふ意見に一致した。

といふのが要點であるが、今度のパリ會談に於ては、以上の諸點が、再確認され強化されたので、これによつて、英佛輻軸は益々強固となつたことが宣明されたのである。

### 三

さて、四月のロンドンに於ける英佛會談の後に、英佛がチェッコ問題に對して採つて來た態度は、チェッコに對して最大限度の讓歩を以つてズデーテン黨の要求を容

れることを勧告すると共に、一方ドイツに對しては、極力自重を要望し、以て事態を平和的に解決しようと努力して來たのである。而して、パリ會議に於てこの態度が更に持續されることになつたので、最近チェッコ政府とズデーテン黨との調停を試みるために、前首相ランシマシ卿をチェッコに派遣することをチェッコ政府に提議したのである。

英國政府が、かやうに積極的になり出したのについては、上述のヒトラー總統の特使として派遣されたウィー・ドマン大尉によつて傳へられたドイツ側の平和的解決の意向、及びパリ會議後に於けるディルクセン駐英獨大使とハリファックス英外相との折衝に基づくものであるが、チェッコ問題に對して、ドイツ政府側が平和的解決を要望してゐるのに對して、チェッコ政府側が極めて非妥協的の態度に出で、ズデーテン黨の要求を顧みないために、ドイツ國內の強硬派の態度が硬化しつゝある情勢に鑑み、英國政府は、英佛共同の壓力を以てチェッコ側の反省を要求し、結局チェッコを押へて事態の平和的解決を計らんとしてゐるのである。

り、今度のパリ會議に於ても、中心はチェッコ問題にあつたと見られて居り、スペイン問題については、先づチェッコ問題を解決した後には、適當な機會を捉へて解決に乗り出すことになるのであらうと見られてゐるのである。

#### 四

今度のパリ英佛會議は、目前に迫つたチェッコの問題があるので、自からこの問題に重點が置かれてゐたであらうことは當然であるが、専ら歐洲問題に限られ極東の問題に觸れなかつたといふ報道は信じ難く、既に四月のロンドン會議に於て支那事變が取り上げられてゐる以上、今度のパリ會議に於ても當然問題になつたことは容易に想像されるのであらうが、しかし、その内容は勿論不明である。従つて、日本としても、この英佛會議に對して、重大な關心を持たざるを得ないわけである。

なほパリ會議が以上の如き内容を持つものであつて、特に直接歐洲の政局に大きな役割を持つものであり、これに對して、各國が示した關心は頗る大なるものがあ

また、スペイン問題は、英伊協定の成立に伴つて、義勇兵撤收を實現すべく、一方六月末の不干渉委員會に於て、撤收實行の具體案が決定されたにも拘らず、フランスに於ける人民戦線派は、コミンテルンの支持するところの赤色政權の没落するのを見殺しにするに忍びず、また、赤色政權の没落によつて、隣邦スペインが全面的にフランコ政權の統一平定に歸することに脅威を感じた結果、大量の武器彈藥を人民戦線軍に密輸出した事實が暴露し、しかも人民戦線派との聯合内閣である現政府は、この不干渉協定の重大な違反を推へることが出来なかつた等の事情のため、イタリーをして非常に憤慨せしめ、ために、英伊協定と併行してその成立を豫期せられてゐた佛伊交渉も停頓の已むなきに至つてゐる状態である。しかもこれがために英伊協定の效力發生問題にまでも多大の影響を與へてゐるのである。

なほ、これらの事件と前後して、英商船の爆撃問題なども勃發したので、最近のスペイン問題は相當な波瀾を見せてゐるのである。従つて、スペイン問題の解決には佛伊の問題を初め相當困難な問題が横はつてゐるのであ

それによつて、各國が有するところの國際政局に於ける立場や事情を窺ふことが出来るのである。即ち、佛國の新聞に現はれた論調が「英佛會議によつて英佛の提携が強化され、歐洲の平和を確保するために大きな力となつた」と非常な禮讚を捧げてゐるところに、佛國の有する英佛關係の立場がよく現はれて居り、また「獨伊も英佛を離間しようといふ望みを捨て、英佛と協調的となつた。ヴィー・ドマン密使事件もその現はれの一つである」と批評してゐるのは、獨伊に對する感情を示してゐるのであると云ふべきであらう。

これに反して英國の輿論の中に「英佛會議の目的とするところは、英佛の親善及び歐洲の平和に寄與しようとするにある。佛國は軍事同盟を希望してゐるやうであるが、しかし、軍事同盟は對手國がいづれの國であることを問はず警戒すべきである。英國は、歐洲の問題に深入りせず、海外領土との連繫を強固にし、米國と協調すべきである」といふ警告的の批評があることは、英國に於ける傳統的大陸政策を堅持せんとする一部の有力な聲として注目すべきものであらう。

また、ソ聯邦のブラウダ紙が「...チエツコをして佛國及びソ聯邦との相互援助條約を破棄せしめ、結局チエツコをして佛獨伊三國の保障の下に軍備なき中立國とすべき案を實現しようといふことを、英國が斡旋せしめたものである」といふ皮肉な批評を下してゐるのは、ソ聯邦政府の國際的感情を告白したものと見て頗る興味があると云へよう。

なほ、イタリーの新聞紙に現はれたところは、英佛會談はチエツコ問題を急速に解決しようといふことを目的としたものであり、同時に、目下停頓してゐる佛伊會談の再開を慫慂したものであると報道し、また、英佛獨伊四國會談の招集説が流布されてゐることに對して、これは無根であると否定して居り、更に佛内閣中の人民戦線派の關係が辭職するであらうといふ觀測記事などが掲げられてゐるが、それらによつて、英佛會談に對する認識とスペイン問題等を繞る佛伊關係の機微を窺ふことが出来るのである。

## 最近公布の法令

### 内閣官房總務課

#### ◇司法制度調査委員會官制

(七月十四日公布勅令第五百六號)

司法大臣監督の下に新たに司法制度調査委員會を設置したもので、司法大臣の諮問に應じて司法制度の改善に關する重要事項を調査審議することとなつてゐる。この委員會は會長一人及び委員五十人以内を以て組織され、この外特別の事項を調査審議するため必要ある場合は、臨時委員を置くことが出来る。會長は司法大臣を以て之に充て、委員及び臨時委員は司法大臣の奏請に依つて關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及び學識經驗ある者の中から内閣に於て之を命ずることになつてゐる。

#### ◇失業對策委員會官制

(七月十六日公布勅令第五百七號)

今次事變に關聯して發生すべき失業の問題はその影響するところ極めて重大なるものがあるに鑑み、之が對策につき重要の事項を調査審議するため失業對策委員會を設置したもので、同委員會は中央失業對策委員會と道府縣失業對策委員會との二とし、中央失業對策委員會は、厚生大臣の監督に屬し厚生省に之を置き會長(厚生大臣)及び委員(四十人以内)を以て組織する。道府縣失業對策委員會は、地方長官の監督

## 寫眞週報

國策のグラフィ

八月三日發行(第二十五號)

定價 十錢

### 主要目次

- ▽學生に與ふ 荒木文部大臣  
語るは、青年の父荒木文相、轉機に立つ學徒のため、その進路は明確に指示された。
- ▽日獨學生の勤勞交酬  
關大佐伯州八ヶ岳高原に、東京帝大生と獨逸交誼學生が、日韓兵舎に起居を共にし、汗に盡へ、土に學んだ勤勞交酬の歴史的生活記録。
- ▽防共富士登山  
豆餅の黎明に、防共七ヶ國旗は翻へり、防共の宣誓は全世界に向つて高らかに叫ばれた。
- ▽國際學友會三保保衛隊  
日本を領土と仰ぐ東亞諸國の留學生十青年志願隊は事變下日本の海に歸へる。
- ▽海の彼方
- ▽ポスター發表

寫眞週報

に屬して、厚生大臣の指定する道府縣毎に之を置き、道府縣の名を冠し會長(地方長官)及び委員(三十人以内)を以て組織し、兩者とも必要あるときは臨時委員を置くことができる。

#### ◇海軍軍人ノ正裝、禮裝又ハ通常禮裝ヲ爲スベキ場合ニ關スル件

(七月十六日公布勅令第五百八號)

支那事變に關し當分の内、海軍軍人の正裝、禮裝又は通常禮裝をなすべき場合に於ては、海軍服裝令の規定(第二條の正裝をなすべき場合、第三條の禮裝をなすべき場合及び第四條の通常禮裝を爲すべき場合の規定)に拘らず軍裝を用ひるを例とする旨の特例を設けたものである。

#### ◇昭和二年勅令第三十三號(大正十二年勅令第四百十四號ノ建築物ノ除却期限ニ關スル件)中改正ノ件

(七月十六日公布勅令第五百九號)

關東震災後東京府及び神奈川県ノ罹災地區に建てられた假設建築物は、市街地建築物法の特例として認められてゐる關係上、昭和二年勅令第三十三號を以て一定の期限までに除却せらるべきことになつて居るが、今回假設建築物中特殊建

藥物を除くその他のものについて、市民の経済状態並びに時局に鑑み、従来の除却期限昭和十三年八月末日迄とするものを昭和二十二年八月末日迄と延長することに改正したものである。

警視廳官制中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十號)  
 北海道官制中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十一號)  
 地方官官制中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十二號)

汽船取締令施行、健康保険事業の増加及び労働者災害扶助責任保険の事務等のため、警視廳に技手二人及び屬十六人の増員をなし、國民健康保険の實施、一般救護に關する醫務事務の指導監督、健康保険に關する事務増加及び有價證券取締事務等のため北海道廳に於て技師一人及び屬四人、府縣を通じて技師三十六人及び屬百十人を増員し、府縣に貿易監督事務のため事務官二人、ダキシメーターの檢定及び取締事務並びに汽船取締令施行事務に従事するため技手二十九人を置くことにし、これと同時に國民健康保険に關する事務を北海道廳及び府縣の學務部の所管事項に明記するため改正を行つたものである。

海軍旗章令中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十三號)  
 海軍禮章令中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十四號)  
 軍艦以外の艦船にも將旗又は代將旗を掲揚することとする等のため、海軍旗章令に所要の改正を加へ、又海軍禮章令及び軍令部令の改正に伴つて、海軍禮章令中必要の字句の整理

を行つたものである。

陸軍給與令中改正ノ件 (七月二十日告示勅令第五百十五號)  
 水戸陸軍飛行學校令及び陸軍航空整備學校令の制定に伴つて水戸飛行學校通信生徒及び特種生徒並びに航空整備學校技術生徒の給與に關する規定を設けたものである。

陸上交通事業調整法施行期日ノ件 (七月二十三日告示勅令第五百十六號)  
 陸上交通事業調整法(本條附屬交通法)を八月一日より施行することとし、之に伴つて陸上交通事業の種類によりこれが監督及び處分をなすべき主務大臣を明定するため施行令を規定したものである。

日本國伊太利國間通商航海條約追加協定 (七月二十五日告示勅令第五百十七號)  
 大正元年十一月「ローマ」に於て日伊兩國間に締結された通商航海條約の適用を伊太利國領地及び屬地に擴張し、又一部變更を加へるため締結せられた右條約の追加協定で七月二十五日から實施された。

▽官廳刊行物だより

官廳刊行圖書月報 第十二號(昭和十三年一月分) 従來「官廳刊行圖書目錄」として各官廳で編纂する圖書の目錄を掲載年四回發行してゐたが、今度「官廳刊行圖書月報」と改題、月刊とし、内容を官廳別と分類別の兩部に分ち兩方面より索引できるようにし、掲載圖書の大要を知る至便のものとした。二、三、四號も近刊の豫定(發行、内閣印刷局、一四四頁、四角十寸、送料六錢、外埠別送)。

經濟廳に打勝つ道—前大藏大臣賀屋興宣述—(國民精神總動員中央事務局) 何故職費が要るか、何故八十億圓が必要か、貯金が出来なければどうなるか、職費の問題及び公債の問題、國民貯蓄の必要、貯蓄方法等を説く。(發行、國民精神總動員中央事務局、四一頁、四角十寸、送料三錢)。

鐵を振つて—(國民精神總動員中央事務局) 學國一致の今日、勤勞報國の赤誠に燃える後進の青年達が開業に、沿水に、資源愛護に、出征遺族慰問救恤に従事してゐる各縣勤勞運動の實例集。(發行、國民精神總動員中央事務局、五〇頁、五錢、送料三錢)。

昭和十三年外國貿易四半期表—第一四半期上篇—(大藏省) 貨物輸出入額、輸出品表、輸入品表、輸出入統計地域に分つ(發行、大藏省、二〇一頁、定価一圓五十錢、送料十二錢)。

▽昭和十三年六月外國貿易月表(大藏省編)

貨物輸出入總額、類別輸出品表、港別輸出入額表、重要輸出入品別表、月別輸出入額表、對滿、關、中華民國香港貿易額別表その他。(發行、大藏省、一三三頁、定価八十五錢、送料六錢)。

週報最近號主要內容 (七月六日)

第九十號

- ▽事變一周年に際し全國民に訴ふ
- ▽經濟戰の備へ
- ▽波瀾の外交戰
- ▽制海制空の一年
- ▽波瀾の外支戰
- ▽事變一周年に際し賜はりたる勅語
- ▽事變一周年に際し賜はりたる勅語
- ▽國際收支の概況と其の對策
- ▽傷兵保護事業
- ▽躍進、湖口を衝く
- ▽南昌に敵空軍を逐る
- ▽サンヂャク問題一段落
- ▽敗戦支那の裏面に拾ふ

第九十一號 (七月十三日)

- ▽強化せよ經濟戰
- ▽代用品の話
- ▽國民體力管理制度
- ▽南山西の掃蕩戰
- ▽苦心の江上制壓
- ▽パレスチナの擾亂

第九十二號 (七月二十日)

- ▽時局と心身の鍛錬
- ▽張鼓峰事件の經緯
- ▽炎熱下の掃蕩戰
- ▽敵地に着陸敵機を焼く
- ▽國民參政會議に就いて
- ▽男子青年學校教育の義務制

週報	定 價	申 込 所	御 注 意
昭和十三年八月三日印刷發行	一部 五錢 一ケ年(前金) 二圓四十錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一一九 振替東京一九〇〇〇番	本誌より轉贈の場合必ず「週報御何様より贈贈」の旨を明記すること。且つ右轉贈誌を内閣印刷局宛に郵送三都府送付下さい。
東京市總局區水田町 内閣總理大臣官舎内 印刷局		東 京 市 總 局 區 水 田 町 内 閣 理 理 大 臣 官 舎 内 印 刷 局	本誌記事の無断轉載は御断り致します。
東 京 市 總 局 區 水 田 町 内 閣 理 理 大 臣 官 舎 内 印 刷 局		東 京 市 總 局 區 水 田 町 内 閣 理 理 大 臣 官 舎 内 印 刷 局	本誌記事に對する御希望や御断りには、御返答に内閣印刷局宛にお知らせ下さい。

# 國際經濟週報

同盟通信社

内外政治・經濟の解説及び調査

七月廿八日號 (No. 911)

爲替基金の設定と金問題  
わが國爲替基金の發展  
外國爲替基金の發展  
米國への金集中と退藏の再燃  
中小商工業者の轉業救済問題  
綿業リンクの得失と今後  
抗戰一年の國府財政(孔祥熙)  
日蘇危機の處理(伊藤正徳)  
使用制限商品の解剖  
麻の戰時需要の急増  
工業聯盟の自給自足の進展  
加里百パーセント輸入に依存  
財界けふこの頃(爲替ブレイム)

政治・經濟ニュース・相場・統計

「相場・統計」	財政	株式	金銀	金貨	白銀	白金	白銅	銅	生糸	人絹	油	ゴム	小麦	大豆	砂糖	米	雜穀	その他
毎本曜日發行	毎號約八十頁	△定價	一年分前納	十二圓五十錢														

東京市橋區 同盟通信社出版部  
東京市橋區 同盟通信社出版部  
東京市橋區 同盟通信社出版部

露光量違により重複撮影

## 明治天皇御製

澤崎定之教授指揮 謹唱 東京音樂學校

全六枚

「K-COLUMBIA」

自前録音本日本 風自式採 元寶材造製

下總一 澤崎定之 指揮  
社 澤崎定之 指揮  
道 澤崎定之 指揮  
天 澤崎定之 指揮  
仁 澤崎定之 指揮  
鏡 澤崎定之 指揮  
心 澤崎定之 指揮  
身 澤崎定之 指揮  
水 澤崎定之 指揮



週

報

昭和十一年八月一日

第...日

（毎週一回水曜日發行）

（本書の大きは函定規格A5判）

此の球になつて

二割明るく  
二割の貯金

新マツダランプ

川崎市 東京電氣株式会社